

地方独立行政法人市立吹田市民病院役員報酬規程改正前・現行対照表

資料 3 - 3

_____は改正箇所

改正前(平成 29 年 4 月 1 日施行)	現行
<p>(地域手当)</p> <p>第5条 地域手当の月額、給料月額に 100 分の 12 を乗じて得た額とする。</p> <p>附 則(平成 28 年 12 月 16 日) この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第5条 <u>地域手当の月額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</u></p> <p><u>(1) 医師であるもの 給料月額に 100 分の 16 を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる者以外のもの 給料月額に 100 分の 12 を乗じて得た額</u></p> <p>附則(令和3年3月12日) <u>この規程は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>